

長者の森スタッフ各位

2023年度 介護職員処遇改善加算等について

1. 算定加算

部署	処遇改善	特定処遇	ベースアップ
ショートステイ	I	I	○
グループホーム	I	II	○
デイサービス	I	II	○
居宅介護支援	非該当	非該当	非該当

2. 支給対象者

- 介護職員処遇改善加算については、介護職員。
- 介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員および看護職員、相談員、事務等職員。
- ベースアップ補助金は、介護職員および看護職員、相談員、事務等職員。

3. 支給方法および具体的内容

- 介護保険法に則り、原則、毎月手当として支給する。ただし、処遇改善加算分については、基本給等の昇給分を含む。また、加算額の残金が生じた場合は、賞与時に上乗せし支給する。
- 金額は、介護保険法に則り定めた「長者の森キャリアパス」に則り、前年度の人事考課当に応じて決定。個別の具体的内容は、個別に作成した労働条件通知書にて説明。
- 長年フルパートして勤務してくれたスタッフを、本人の意向を確認した上で、非正規スタッフから正規スタッフである準正社員に登用した。このことにより、主に賞与において、処遇の改善が図られた。

4. キャリアパス要件Ⅰ 職位職責等の明確化およびそれらに応じた賃金体系

- 既に整備済み。長者の森キャリアパス参照。役職者の責務については、「管理者・リーダーの役割」参照。

5. キャリアパス要件Ⅱ 資質向上環境改善要件

- 個別目標は「個人目標&人事考課シート」にて1/半年、目標設定、振り返り、面談を実施する。個別の目標に応じた外部研修への派遣に努めると共に、そのための勤務調整等を図る。

6. キャリアパス要件Ⅲ 昇給の仕組み

- 長者の森キャリアパス参照

7. 職場環境等要件

- 2022年度末に導入したタブレット端末やICT活用や見守り器機等のセンサー等をさらに活用し、業務量の縮減を本格的に進める。
- 他、職場環境要件の取り組みは計画書参照。

8. 本計画の周知方法

- 年度変わりに個別に労働条件通知書にて説明した上、実際に提出した計画書および本書類を全職員に閲覧する。